

## 令和元年 12 月の市民の声（全 4 通のうち 4 通）

### ◇ゴミ出し支援について

#### 【ご意見・ご提案など】

11 月末に T V のニュースで見ましたが、国から補助が出ることをご存知ですか。ただし補助金規定がありますが（例、一人暮らしの老人、体の不自由な人等）。

私は障害で独り暮らしです。ゴミ出しに苦勞していますからこの制度の対象に入るかと思われませんがいかがでしょうか。

（令和元年 12 月 1 日）

#### 【お返事】

国では、「高齢者等世帯に対するゴミ出し支援」を創設し、市町村が当該支援を実施した場合、その経費の一部を国から市町村に補助することとしています。

対象となる経費は、以下のとおりです。

- (1) ゴミの戸別回収を行う場合の必要経費
- (2) NPO などによるゴミ出し支援に対する補助に係る経費
- (3) 社会福祉協議会などに委託してゴミ出し支援を行う際の経費等

市では、上記の経費が発生する事業は行っておりません。そのため、現状では社会福祉協議会が運営している「南魚沼なじよもねっと」の利用または介護保険サービスのホームヘルプサービスへの依頼が考えられます。

このたびの国の制度化により、市としてもこの支援事業について関係部署で協議し、検討したいと考えています。

（担当：介護保険課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇白樺の植林について

### 【ご意見・ご提案など】

ご承知かと思いますが、十日町市の西に位置する松之山温泉近くにブナ林（美人林）があります。春の新緑になりますと散策に方々から人たちが訪れています。私は絵を描いていますがまだ見ていないので行きたいと思っております。

南魚沼にもブナではない白樺の苗を植えて次世代に向けて考えていただきたいと思っております。

五日町での奉仕活動は桜の木の苗の植え付け、あじさい、六日町では坂戸の桜、小栗山のつつじの手入れ（六日町ライオンズクラブ）を行ってきました。

白樺高原となるもの、必ずその場所の地元集落の理解と協力が必要で、次世代まで年数がかかることと思っております。小さいものより大きいものが一番良いと思っております。

（歌）白樺もゆる高原の・・・

特定の人ではなく多くの人たちがなごめるものが良いです。

以上よろしくお願いいたします。

（令和元年 12 月 4 日）

### 【お返事】

南魚沼市内の多くの森林には、天然の広葉樹が豊富にあります。また、観賞用にブナ等の広葉樹を管理している「後山ブナ林公園」や「八海山おおくらの森」などもあります。

現在の間伐事業は、杉の間伐のみを行っており、広葉樹の伐採を行っていません。市では、人工的に植栽された白樺等の広葉樹が、市内の土壌や気候に適合するものか調査等を実施しています。

今後はその結果をもとに、広葉樹の活用事業も検討していきます。

（担当：農林課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇住所変更と市からの郵便物について

### 【ご意見・ご提案など】

現住所に八月に転居しました。市役所での住所変更も済んでいます。

税務課から旧住所に郵便物が届きます。記憶が不正確ですが、他部署からも旧住所に届いている様です。

ふだんお付き合いのある部署には、行ったついでに新住所を教えてありますが、他の課ではどうなっているか知りません。

市役所では住所の一元管理がされていないのですね。

これから自分が関係していそうな部署全てをまわって住所変更を知らせますが、見落とし部署があったらご容赦下さい。

(令和元年 12月 6日)

### 【お返事】

市では、転入・転居・転出などの住所異動届を受付すると、住民基本台帳システムに入力し、処理を行います。これにより、連動している他部署のシステムにも住所変更が反映されるので、届出後に発行した個人の証明書や通知は、新住所で出力されます。

今回お問い合わせいただいた税務課からの郵便物は、11月下旬に郵送した「給与支払報告書(総括表)」でした。「給与支払報告書(総括表)」は、個人事業主宛の文書であったため、未修正の前住所に送付されました。

市では、個人の住民登録とは別に、個人事業主の登録をしており、それぞれを別の人格として管理しています。よって、個人の登録は転居情報により修正されますが、個人事業主の登録は別の人格としているため、転居情報は反映されません。また、自宅を事務所の住所として登録している方もいれば、自宅とは別に事務所を設け、そこを登録している方もおり、残念ながら機械的に転居情報と連動して修正することができません。

ご指摘いただいた件は今後の課題として対応を検討していきたいと考えていますが、改善にはシステムの改修が必要であるため、早急に対応することができません。現状では個人事業主から別途転居の情報をいただかないと、変更することが困難な状況となっています。誠に申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

その他の部署からの郵便物については、どのような文書が届いたかご連絡していただければ、担当部署で調査を行います。ご協力お願いいたします。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

## ◇職員勤務態度について

### 【ご意見・ご提案など】

塩沢の窓口に行った時だけど、奥の方からでかい声でしゃべっている作業員らしい人たちがいた。こっちの方を見てニヤニヤしていて気分が悪かった。だいぶ前にも携帯ででかい声で話している人を見たけど、ちゃんと仕事しろって感じ。

(令和元年 12 月 15 日)

### 【お返事】

この度は、不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ありませんでした。

塩沢市民センターのフロアは狭く、事務所後方で話をしているとカウンターまで声が聞こえることがあります。

塩沢庁舎には、業者や塩沢市民センターの職員以外の出入りがあり、事務所内で打ち合わせを行う事もあります。そのような場面でも、他の利用者に配慮し、大きな声で話していた場合は抑制するなどの気配りが必要でした。

また、「大声で携帯電話で話している人をみた」ことについては、業務の都合上、携帯電話や小型コードレス電話を使用することがあります。個人情報も多く取り扱う部署ですので、各職員が声の大きさには十分に気を付けていますが、高齢者との電話応対もあり大きな声で話すことも少なくありません。

ご意見では、どのような状況であったのか確認ができませんが至らぬ点について市民センター内で周知を徹底するとともに、職員の資質向上に努め、市民の皆さんが気持ちよく利用できる市民センターを目指して努力してまいります。

(担当：塩沢市民センター)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658